1
金融庁と国立大学法人東京大学との間における連携協力に関する基本協定書

金融庁（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学（以下「乙」という。）は、社会シ
ステムとしての金融を、データドリブン手法により研究し、金融市場及び金融行政に関す
る学術と実務の先端的知見を蓄積することを目的として、以下のとおり基本協定（以下
「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条 本協定は、甲及び乙が金融市場及び金融行政に関する学術と実務の先端的知見の
蓄積のために、円滑に連携協力することを目的とする。

（連携協力事項）
第２条 甲及び

2
第６条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について定める必
要が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が署名の上、各々１通を保管す
る。

令和５年５月３１日

甲 東京都千代田区霞ヶ関 3−2−１ 中央合同庁舎７号館
金融庁
長官 中島 淳一

乙 東京都文京区本郷７丁目３番１号
国立大学法人 東京大学
総長 藤井 輝夫